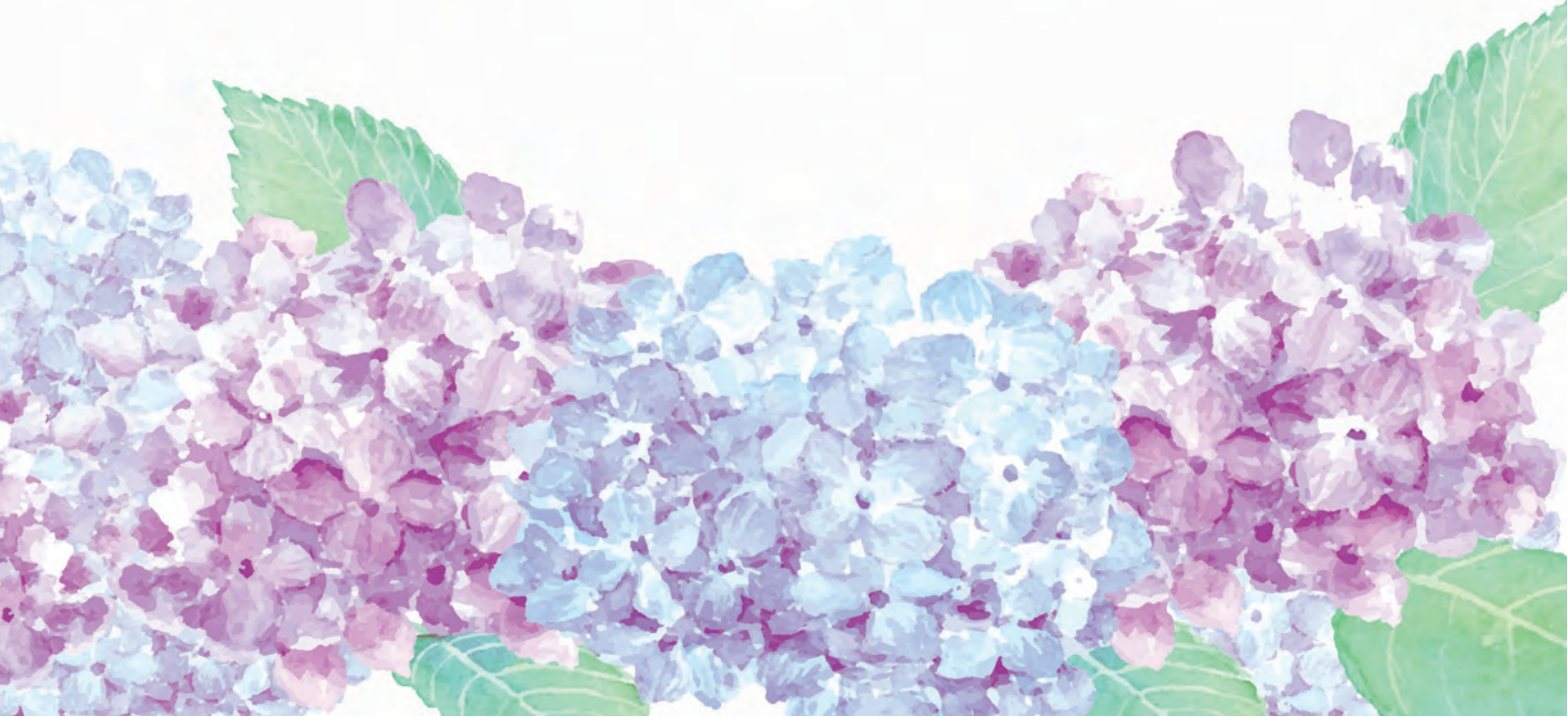


（事前の情報収集・もしもの備えにもご利用いただけます）

エンディングガイド

吉富町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に際し、謹んでお悔み申し上げます。
吉富町では、ご逝去後の役場関係の手続きと一般的な役場以外の手続きについて、エンディングガイドを作成いたしました。また、終活用として、もしもの時の備えにもご活用いただける内容となっております。ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
この冊子が、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

吉富町

事前準備について

吉富町役場での各種手続きについての今後の流れになります。
ご来庁の前に、下記をご確認いただき、事前準備を行いましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、吉富町役場住民課へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表または喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表または喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

- ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証

- 医療受給者証（自立支援医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療 など）

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

- 印鑑登録証（カード）

- マイナンバーカード、住民基本台帳カード

本人確認書類について

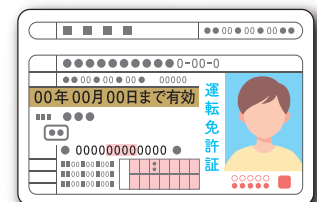
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証、通帳、診察券 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続きについてのご案内

亡くなられた方に関する手続きについて、吉富町では「住民課」がご案内いたします。予約等の必要はございません。手続き内容によりますが、1～2時間のお時間がかかる場合もございますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

吉富町のおくやみ手続きについて

●役場での手続きなどについてご案内いたします

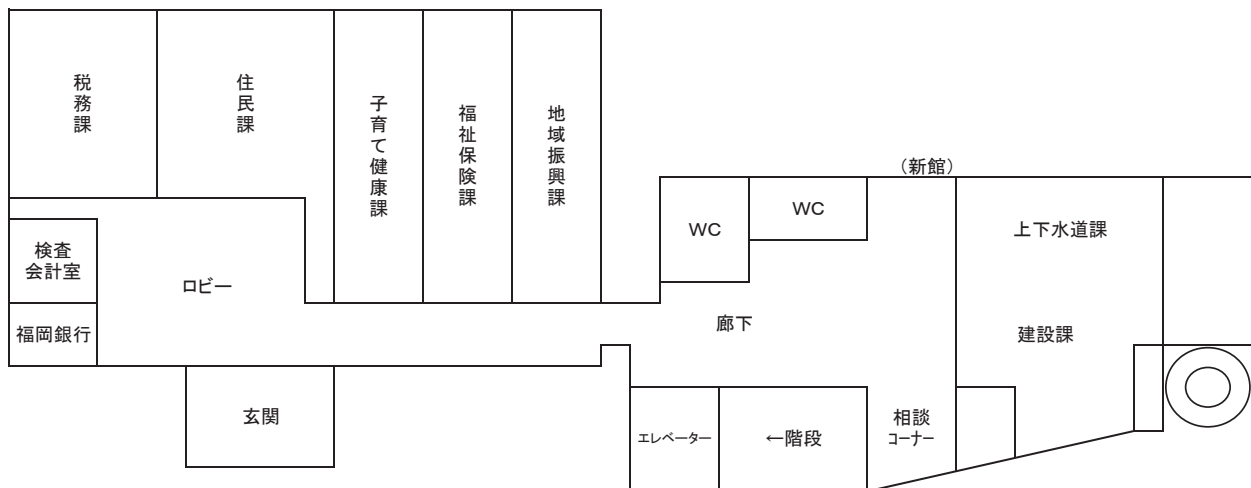
亡くなられた後の手続きにご不安をお持ちの方に、ご遺族のご心配やご負担が少なくなるよう、お一人おひとりに応じたご案内をいたします。

●必要な手続きを1つの窓口で行えます

窓口を移動することなく、住民課窓口に関係課職員がまいりまして受付いたします。



吉富町役場 1階庁内案内図



吉富町役場 住民課

☎ 0979-24-1124

場 所：吉富町役場1階

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (34 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (35 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

吉富町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を亡くされ大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	死亡の届出について	P.7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみに加入または受給されていた方	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給されていた方	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給されていた方	P.10
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付がお済みでない方	P.11
	<input type="checkbox"/>	町県民税が課税されていた方	P.12
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有の方	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車税が課税されていた方	P.13
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されていた方	P.14
介護保険	<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けていた方	P.16
	<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けていない65歳以上の方	
	<input type="checkbox"/>	保険料の納付又は還付が生じる方	P.17
町の在宅福祉サービス	<input type="checkbox"/>	吉富町が実施する在宅福祉サービス(高齢者・障害者)を受けていた方	P.18
障害福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた方	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当、介護手当を受給されていた方	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給されていた方	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証・重度障害者医療証の交付を受けていた方	P.20
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用されていた方(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス・地域生活支援サービス・児童通所サービスを利用されていた方	P.21

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等の支援制度や児童手当・子ども医療等の手続き	P.22
	<input type="checkbox"/>	保育所・幼稚園・学童保育等に通うお子様に関する手続き	
	<input type="checkbox"/>	小学校・中学校に通うお子様に関する手続き	P.23
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた方	P.24
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった方	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用されていた方	
農業	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入又は受給されていた方	P.25
	<input type="checkbox"/>	農地を所有又は耕作されていた方	
住宅関係	<input type="checkbox"/>	防災行政無線を受け取っていた方	P.26
	<input type="checkbox"/>	お住まいが空家になる方	
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい場合	P.27
	<input type="checkbox"/>	町営住宅に入居されていた方	P.28
その他	<input type="checkbox"/>	法定外公共物（道路、水路等）を占有していた方	P.29
	<input type="checkbox"/>	漁業施設を使用または、占有していた方	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた方	P.30
	<input type="checkbox"/>	外国籍の方の届け出について	

住民登録に関する手続き

死亡の届出

手続き 死亡届

手続き詳細	期 限
死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください（国外で亡くなった場合はその事実を知った日から3ヶ月以内）。戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。 ※外国籍の方が日本国内で亡くなられた場合も死亡の届出が必要です。	死亡の事実を知った日から7日以内
	手続き可能な人
	<ul style="list-style-type: none">同居の親族及び同居していない親族同居者家主・地主・家屋または土地の管理人成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（登記事項証明書または裁判所の謄本の添付が必要）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届（右半分の死亡診断書に、医師による署名があるもの）1通 ※国外で亡くなられた場合は、死亡証明書及びその訳文	住民課 ☎ 0979-24-1124

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは、死亡日をもって廃止となります。カードを返却してください。 ※各種お手続きでマイナンバーが必要な場合がありますので、すべてのお手続きが完了してからのご返却か、番号をお控えいただくことをお勧めします。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	住民課 ☎ 0979-24-1124

印鑑登録をされていた方

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。印鑑登録証（カード）を返却してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	住民課 ☎ 0979-24-1124

MEMO

年金に関する手続き

国民年金のみに加入または受給されていた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入及び受給していた年金が国民年金のみの場合は、役場住民課にお問い合わせください。 ※年金の種類（老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金）、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きについてご確認ください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	住民課 ☎ 0979-24-1124

厚生年金に加入または受給されていた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入及び受給していた年金に厚生年金が含まれる場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。 ※年金の種類（老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金）、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きについてご確認ください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	小倉南年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 093-471-8873 街角の年金相談センター中津 ☎ 0570-05-4890（予約専用ダイヤル） ☎ 0979-64-7990

共済年金に加入または受給されていた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入及び受給していた年金に共済年金が含まれる場合は、各共済組合へお問い合わせください。 ※年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きについてご確認ください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合 福岡県市町村職員共済組合 ☎ 092-651-2462

MEMO

税金に関する手続き

町税の納付がお済みでない方

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付がお済みでない場合は、亡くなられた方に代わって相続人の方に納付していただく必要があります。既に届いている納税通知書により納付してください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 ☎ 0979-24-1125

手続き② 口座振替変更・停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口にて口座振替の変更または停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【口座を変更される場合】 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 届出印	税務課 ☎ 0979-24-1125

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

町県民税が課税されていた方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に町県民税が課税されている場合、町県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>税務課 ☎ 0979-24-1125</p>

固定資産を所有の方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が固定資産の納税義務者である場合、代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を、相続人の中から指定をする必要があります。</p> <p>※相続が発生し、相続人が確定したら、速やかに相続登記の申請を行ってください。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 ☎ 0979-24-1125</p> <p>管轄の法務局 福岡法務局行橋支局 ☎ 0930-22-0476</p>

税金に関する手続き

軽自動車税が課税されていた方

手続き① 原動機付自転車(125cc以下)、農耕作業車、小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の車両(ナンバープレート)の相続をしない場合は、廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	① 相続人の方 ② 相続人とご同居のご家族の方 ③ その他の方 ※ ③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0979-24-1125

手続き② 軽自動車(三輪・四輪)の廃車・名義変更

手続き詳細	問い合わせ先
軽自動車検査協会福岡主管事務所北九州支所へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 福岡主管事務所北九州支所 ☎ 050-3816-1751

手続き③ 軽二輪(125cc超)、二輪の小型自動車(250cc超)の廃車・名義変更

手続き詳細	問い合わせ先
九州運輸局福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所へお問い合わせください。	九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2079

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

保険に関する手続き

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されていた方

手続き① 被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を執り行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。 ※社会保険(職場などの健康保険被保険者)だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、社会保険または国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状など)	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に、相続人による申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

保険に関する手続き

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されていた方

手続き④ 相続人代表届の提出

手続き詳細 亡くなられた方の保険料の還付または未納に関する通知を送付する場合がありますので、相続人代表について届出してください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ届の様式を郵送でお送りします。	期 限 速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

MEMO

介護保険に関する手続き

要介護認定を受けていた方

手続き 各種証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証を返却してください。 また、介護サービス費の還付手続きが必要な場合がございます。 ※ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 預金通帳など（還付手続きの時、相続人のもの）	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123 福岡県介護保険広域連合 豊築支部 ☎ 0979-84-1111

要介護認定を受けていない65歳以上の方

手続き 保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123 福岡県介護保険広域連合 豊築支部 ☎ 0979-84-1111

町の在宅福祉サービスに関する手続き

吉富町が実施する在宅福祉サービス（高齢者・障害者）を受けていた方

手続き 各種サービス停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が次のサービスを利用されていた場合は、サービス停止の手続きをしてください。 1) タクシー利用券の交付 2) 配食サービス 3) 緊急通報装置の設置 4) 自動通話録音機の設置 5) 紙おむつの支給	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分のタクシー利用券 <input type="checkbox"/> 緊急通報装置（後日専門業者が取り外しにまいります） <input type="checkbox"/> 自動通話録音機	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

MEMO

障害者福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた方

手続き 各種障害者手帳の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の各種障害者手帳を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

各種手当を受給されていた方

手続き 手当受給権喪失届など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当、介護手当を受給されていた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

特別児童扶養手当を受給されていた方

手続き 受給者死亡届の提出、資格喪失届など

手続き詳細	期 限
・受給者（保護者）が亡くなられた場合 死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。 ・受給対象のお子様（子ども）が亡くなられた場合 死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	子育て健康課 ☎ 0979-24-1133

自立支援医療受給者証・重度障害者医療証の交付を受けていた方

手続き 受給者証、医療証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）または重度障害者医療証を返却してください。 死亡日をもって資格が喪失します。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療証	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

心身障害者扶養共済制度を利用されていた方

手続き 掛け金を支払っていた方・受給予定であった方・受給されていた方の各種手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方（掛け金を支払っていた方・受給予定であった方・受給されていた方）の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、 扶養年金管理者、法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123

MEMO

お亡くなりになった方のお子様に関する手続き

ひとり親家庭等の支援制度や児童手当・子ども医療などの手続き

手続き 制度申請や受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">・保護者が亡くなられた場合 お子様に関する手当や医療証の交付について、受給者等の変更手続きが必要です。※ 18歳未満のお子様を養育していた父または母などが亡くなられた場合は、ひとり親家庭等医療費支給制度、児童扶養手当または遺族年金の対象となる場合があります。・お子様が亡くなられた場合 受給や交付の資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 お子様の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	子育て健康課 ☎ 0979-24-1133

保育所・幼稚園・学童保育などに通うお子様に関する手続き

手続き 代表保護者などの変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、今後のお子様の養育者の確認及び代表保護者の変更が必要な場合があります。また、保育料などの振替口座の変更手続きなどが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 お子様の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	子育て健康課 ☎ 0979-24-1133 教育委員会教務課 ☎ 0979-22-1944

お亡くなりになった方のお子様に関する手続き

小学校・中学校に通うお子様に関する手続き

手続き 代表保護者などの変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、今後のお子様の養育者の確認及び代表保護者の変更が必要な場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 お子様の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	教育委員会教務課 吉富町外一市中学校組合教育委員会 ☎ 0979-22-1944

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上下水道・浄化槽に関する手続き

上下水道を使用していた方

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 ☎ 0979-24-4074

下水道事業受益者負担金を納付中であった方

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きを行ってください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更届	上下水道課 ☎ 0979-24-4074

浄化槽を使用されていた方

手続き 維持管理または廃止手続き

手続き詳細	期 限
浄化槽を長期間使用しない、または廃止する場合は手続きが必要な場合があります。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
詳しい手続きについては浄化槽維持管理業者（豊前清掃社）にお問い合わせください。	豊前清掃社 ☎ 0979-83-2634

農業関係の手続き

農業者年金に加入または受給されていた方

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなったとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡日から10日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 (地域振興課内) ☎ 0979-24-1177

農地を所有または耕作していた方

手続き 耕作名義人の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を耕作していた場合は、耕作名義人の変更手続きを行ってください。	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業委員会事務局 (地域振興課内) ☎ 0979-24-1177

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

住宅関係の手続き

防災行政無線を受け取っていた方

手続き 名義変更または機器の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が機器の貸与を受けていた場合、手続きが必要です。 ※まだ、防災行政無線を受け取られていない方は、無償にてお貸ししておりますので、未来まちづくり課までお越してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
お亡くなりになった方により、手続きが異なります。 ・世帯主（貸与を受けた方）がお亡くなりになった場合 （1）同居者あり・・・名義変更の手続きが必要です。 （2）同居者なし・・・機器の返還が必要です。 ・世帯主以外の方がお亡くなりになった場合 引き続き、機器をお使いください。	未来まちづくり課 ☎ 0979-24-1122

お住まいが空家になる方

手続き ① 空家の適切な管理

手続き詳細	期 限
空家は個人の財産です。所有者、相続人の方などが適切に管理をなさってください。 空家の活用、老朽危険空家の除却をお考えの方は、住民課までお問い合わせください。	所有権を取得したことを 知った日から3年以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
【空家・空地バンク制度】 空家・空地の売買や賃貸を希望する所有者等と、購入や借受を希望する方を仲介する制度で、利用には登録が必要です。 【老朽危険空家等除却事業補助金】 老朽危険空家判定基準による評点の合計100点以上の建築物の除却費用の1/2、限度額30万円を予算の範囲内で補助します。	住民課 ☎ 0979-24-1124 福岡法務局行橋支局 ☎ 0930-22-0476

住宅関係の手続き

お住まいが空家になる方

手続き② 相続登記の申請

手続き詳細	期 限
相続が発生し、相続人が確定したら、速やかに相続登記の申請を法務局で行ってください。 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。 未登記家屋を相続した場合は、税務課での手続きが必要です。	所有権を取得したことを 知った日から3年以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
【登記家屋】 法務局にお問い合わせください。	福岡法務局行橋支局 ☎ 0930-22-0476
【未登記家屋】 税務課にお問い合わせください。	税務課 ☎ 0979-24-1125

家財整理をしたい場合

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、清掃センターの計量所職員に提示してください。 ※持ち込む前に必ず分別をしてください。 ※一部清掃センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が町外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人
	基本的に親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など)	清掃センター ☎ 0979-82-2192 (豊前市八屋 322-45)
<input type="checkbox"/> 詳しくは資源とごみの分別ガイドブックをご覧ください。	

MEMO

町営住宅に入居されていた方

手続き 名義変更手続きや明渡し手続きなど

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が町営住宅入居者の場合、異動の手続きなどが必要です（詳しくは福祉保険課までお問い合わせください）。	速やかに
	手続き可能な人
	入居者、親族など
必要なもの	問い合わせ先
<p>お亡くなりになった方により、手続きが異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居名義人がお亡くなりになった場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 同居者あり・・・名義変更手続き (2) 同居者なし・・・住宅明渡し手続き 入居名義人以外の方がお亡くなりになった場合 同居親族異動届の提出 <p>※名義変更手続きについては、条件がありますので、詳しくは福祉保険課までお問い合わせください。</p>	<p>福祉保険課 ☎ 0979-24-1123</p>

MEMO

その他の手続き

道路や法定外公共物（里道、水路など）を占有していた方

手続き 占有許可の変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可の名義を変更する場合は、「権利義務承継届」の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定外公共物占有許可の名義の変更】（相続される場合） <input type="checkbox"/> 「権利義務承継届」	建設課 ☎ 0979-24-4073

漁港施設を使用または、占有していた方

手続き 漁港施設使用許可の中止または変更手続き 漁港施設占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
漁港施設使用許可者の名義を変更する場合は、「相続人代表者指定届（使用）」の手続きをしてください。使用を中止する場合は「漁港施設使用期間満了、中止届」の手続きをしてください。 漁港施設占有許可者の名義を変更する場合は、「相続人代表者指定届（占有）」の手続きをしてください。占有を中止する場合は「漁港施設使用期間満了、廃止届」の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【漁港施設使用許可の名義変更】 <input type="checkbox"/> 「相続人代表者指定届（使用）」 【漁港施設使用許可の中止】 <input type="checkbox"/> 「漁港施設使用期間満了、中止届」 【漁港施設占有許可の名義変更】 <input type="checkbox"/> 「相続人代表者指定届（占有）」 【漁港施設占有許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 「漁港施設占有期間満了、廃止届」	建設課 ☎ 0979-24-4073

犬を飼っていた方

手続き 飼い主変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合は、飼い主変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族の方、新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届出書	住民課 ☎ 0979-24-1124

外国籍の方の届け出について

手続き 在留資格の手続き

手続き詳細	期 限
外国籍の方が亡くなられた場合、亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合は、必要な手続きを出入国在留管理局にお問い合わせください。	死亡の届出から 14 日以内
	手続き可能な人 親族の方、外国籍の方
必要なもの	問い合わせ先
<p>お亡くなりになった方により、手続きが異なります。</p> <p>【外国籍の方がお亡くなりになった場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書の返還</p> <p>【亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」の方は、死亡の届出から 14 日以内に出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。</p> <p>※届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますので、ご注意ください。</p>	福岡出入国在留管理局 北九州出張所 ☎ 093-582-6915

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽまたは、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 行橋税務署 ☎ 0930-23-0580
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。
 ※吉富町の様式では改葬許可申請書の様式に当該項目があります。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・埋葬証明証、受入証明書

▼改葬許可証の提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

改葬許可申請書に関する問合せ

住民課

☎ 0979-24-1124

少し落ち着いてから行う町役場外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	豊前警察署 ☎ 0979-82-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	福祉保険課へ お問い合わせください。	福祉保険課 ☎ 0979-24-1123
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせ ください。	京築保健福祉環境事務所 (保健所) ☎ 0930-23-2690
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 行橋税務署 ☎ 0930-23-0580
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	福岡法務局行橋支局 ☎ 0930-22-0476

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

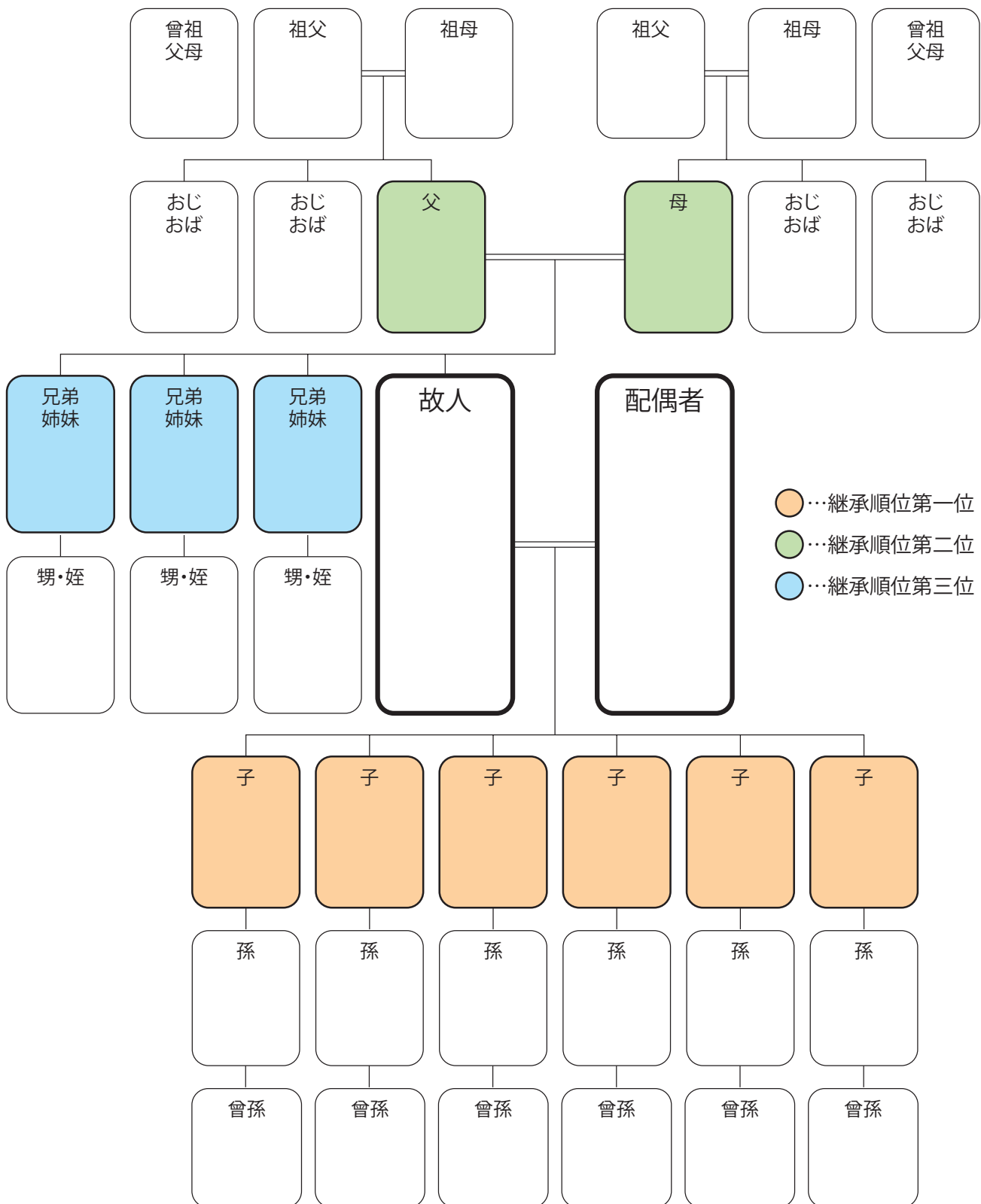
チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

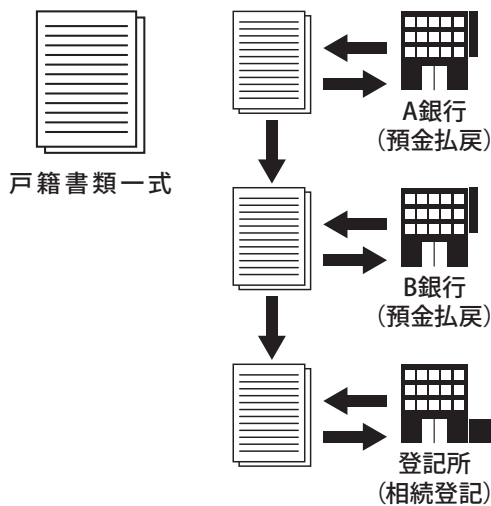
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

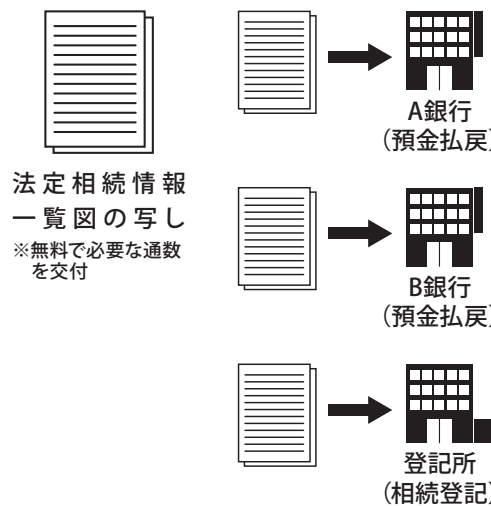
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)吉富町長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

終活用

～旅立ちの準備～

「エンディングノート」という言葉をお聞きになったことはありますか。エンディングノートとは、自身の終末期や死後など、自分の身に何かあった時に備えて、遺された方が様々な判断や手続きをする際に必要となる情報を残すためのノートです。

一昔前、こうした話題は「縁起がよくない」「触れたくない」こととして話題に出てくることはありませんでした。また気になっていても、「その時になったら考えれば」と、考えるのを先延ばしにしているのがほとんどだったと思います。

しかし、遺された方は、悲しみの中、決断をせまられ、プレッシャーを感じ、迷ってしまうことがほとんどです。そんな時、本人の希望がわかっているならば、遺された方も安心して、よりよい決断をしていくことができます。

ご自身のもしもの時に備え、大切な方のため、元気なうちに、介護・医療に関わること、お葬式に対する希望等について整理するために、この「終活用～旅立ちの準備～」のページをご活用いただければと思います。

介護・医療に関わること

老いや病は誰にでも訪れます。その時、私たちは様々な選択をし、決断をしなければなりません。決断の時は突然訪れるため、誰もが適切な選択をできるわけではありません。また、意識がなかったり、認知症になって判断する能力を失ってしまうこともあります。

「その時」が訪れても適切な決断ができるよう、元気なうちにご自分の希望を書き留めておいてください。しかし、ここで選択したことは、あくまでも「希望」です。あなた自身の状況やご家族の状況により、必然的に対応が変わってくることも頭に入れておく必要があるでしょう。

◇ガンなどの命にかかわる病気になった時、病名・余命を教えて欲しいですか？

- いっさい知りたくない
- 病名・余命ともに教えて欲しい
- 病名のみ教えて欲しい

◇認知症や介護が必要となった場合、介護はどのような場所を希望しますか？

- 自宅を中心にした介護
- 家族（息子や娘など）の暮らす家を中心にした介護
- 施設に入所して専門家による介護
希望する施設がある場合、施設名を書いてください。

-
- 自宅を中心とした介護を希望するが、状況によっては施設での介護もやむを得ない
 - 家族の判断に任せる

◇病気などにより確実に死が訪れることがわかった時、どんな場所で死を迎えたいですか？

- 自宅で死を迎えたい
- 病院でもかまわない
- ホスピスなどの終末医療を行う施設で迎えたい
希望する施設がある場合、施設名を書いてください。

◇病気やケガなどで死に向かっていく状態となり、医学的に回復する可能性がなくなり、できるのは延命治療だけになった時、延命治療を続けて欲しいですか？

- できるだけ長く生きていけるよう治療して欲しい
- いっさいの延命治療はやめて欲しい
- 延命治療が苦痛をともなう場合のみ、延命治療はやめて欲しい
- 家族の判断に任せる

◇病気やケガなどで死に向かっていく状態となり、医学的に回復する可能性がなくなり、苦痛が激しくなった時、苦痛をやわらげる治療が命を縮める可能性があっても、その治療を行いたいですか？

- 命を縮める可能性があっても、苦痛はやわらげて欲しい
- 命を縮めてまで、苦痛を取り除きたくないの、そのままにして欲しい

◇もしも判断能力が低下し、自分の財産が管理できない場合にお願ひしたい人はいますか？

- 配偶者
- 子ども
- その他
- 任意後見人（氏名：..... 連絡先：.....）
- 成年後見制度を利用したい

お葬式を考えよう

お葬式を行うためには、いろいろと選択しなければならないことがあります。自分自身も残された家族も後悔しないよう、元気なうちにお葬式の希望について考えておきましょう。

◇お葬式の規模は？

- 盛大に
- 標準的に
- ひっそりと
- 近親者のみで
- 儀式は不要

◇お葬式はどこで行いたいですか？

- 自宅
- 寺院：
- 葬祭ホール：
- その他：

◇どんな死装束で棺に入りたいですか？

- 伝統的な死装束がよい
(これから死への旅路につくことから、日本古来の旅支度である白の経かたびらにわらじ、手甲脚絆などを着ます)
- 着たい服がある
服の特徴：

◇遺影は準備していますか？

写りのよい写真、気に入っている写真を遺影にするために、生前に準備する方が増えているようです。

- 遺影写真を準備している
保管場所：
- 今は無いが、これから準備したい
- 遺影写真は家族に任せる

◇お葬式の形式や演出などについて希望はありますか？

一般的なお葬式でよい

祭壇にたくさんの花を飾って欲しい

飾って欲しい花：

好きな音楽を流して欲しい

具体的に：

お葬式の会場に置いてもらいたい思い出の品がある

具体的に：

◇弔辞を読んでもらいたい人はいますか？

名 前：

連絡先：

◇あなたが亡くなった後、お墓をまもってくれる人はいますか？

いる

いない

将来お墓をまもってくれる人がいないという事態になる可能性があります。そのような場合は、菩提寺のご住職様に相談しておくといよいでしょう。また、菩提寺のない方は永代供養をしていただけるお寺などを探しておく必要があります。

◇自分が入るお墓をもっていますか？

持っている

霊園（寺院）名：

連絡先：

持っていない → 近々探そうと思っている

現在のところ予定はない

自分の死後、遺された家族に任せる

その他（散骨・樹木葬・納骨堂など）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

「お墓持ちは
 伝わると」と
 言っけれど
 やっぱソ
 づ先祖様も
 会いに
 来てくれたら
 うれしい
 おね



町のいしや 墓石のはなさき
 福岡県築上郡吉富町土屋 335-3 TEL: 0979-64-7713
 FAX: 0979-24-1151 営業時間: 8時~17時 定休日: 日曜

○墓石設計施行店(墓地霊園設計)
 ○記念碑・モニュメント・石像・ガーデニング石材・慰霊碑・案内板
 墓地管理 第080012号 お墓ディレクター 第07-200571-00号
 一般社団法人日本石材産業協会正会員 第44A-012号

モノの片付けや整理 お困りごともありませんか？

安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積もりも可能です。
 (※一部業者を除く)



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績のある業者を紹介するので安心です。

通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9:00~18:00(年中無休) 安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

相続のプロフェッショナル 創業86年

相続 の手続きを円滑に

こんな時はご相談ください

- 相続手続きって何をしたらいいかわからない
- 相続人、不動産などの遺産が遠方
- 銀行の細かな手続きを第三者にまかせたい
- ご高齢、ご多忙などのため、手続きを進めることが難しい

不動産の相続、遺言書の作成・執行、遺産承継など

相続に関するご相談なら

高瀬事務所へ。

時代に合わせた 迅速な対応

後期高齢者の方、障がい者手帳をお持ちの方は無料で出張致します。



他の専門家と 連携・協力

ご相談内容によっては専門家とも協力し依頼者のあらゆる要望にお応え致します。



相続案件に 対する実績

創業昭和11年。携わってきた「相続」案件数は1万件以上。年間では500件以上。安心してお任せください。



司法書士 高瀬 忠通

司法書士・行政書士 高瀬事務所

☎0979-83-2275

受付時間
月～金 9:00～17:00
土 9:00～13:00

〒828-0062 福岡県豊前市大字今市144-11

<https://takase-legal.com>

(ご予約いただければ時間外も対応致します。)



地域に密着した司法書士・行政書士がもしもの備えをお手伝い

一般社団法人 終活・相続支援協会

みなさん なやみゼロ

☎0979-33-7830

“無料セミナー”も定期的を開催しております。

開催する際は、チラシやHPでお伝え致します。ご家族お誘い合わせの上お越しください。



発行 吉富町役場
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年9月

